令和８年（フ）第２１３号
奈良県生駒市西菜畑町1745番地１　リボーン西菜畑　106
債務者　常谷　　忍
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
　　奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２２６号
奈良市中町5142番地の16　グループホームくわの木１
債務者　山田　重虎
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
　　奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第９８号
鳥取県西伯郡大山町妻木482番地
債務者　富田　祥弘
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
　　鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１１５号
鳥取県米子市美吉248番地１　メゾングレースＣ　203号
債務者　森岡　　聖
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
　　鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第４７９号
岡山市中区関52番地１　ベルメゾンＡ201
債務者　川井　弘美
１　決定年月日時　令和８年８月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
　　岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４８８号
岡山市北区田中629番地２　レジデンス十和Ｂ108号室
債務者　杉山　　悟
１　決定年月日時　令和８年８月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
　　岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２号
高知県安芸郡東洋町大字河内268番地１、旧住所徳島県徳島市応神町吉成字轟36番地の４
債務者　徳村　一平
１　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
　　高知地方裁判所安芸支部破産係

令和８年（フ）第２０８号
福岡県久留米市西町551番地16　スペースフォー201号
債務者　木下裕一朗
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
　　福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第４２３号
熊本市南区城南町碇200番地10
債務者　山本由香利
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
　　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４６２号
熊本市中央区水前寺公園25番３号　202、異動前住所熊本市中央区水前寺３丁目３番20―1103号
債務者　若山　修代（旧姓西田）
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
　　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４０９号
大分県別府市大字内竈1242番地の１　グランドメゾン21－Ａ103号
債務者　秋月　絵理
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第８２号
鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目23番２号、前住所鹿児島県鹿屋市札元１丁目20番38号
債務者　近藤　鶴見
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
　　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第２３４号
沖縄県那覇市山下町30番８号　山下ハイツ403
債務者　今井　雄太
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
　　那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２２号
秋田県由利本荘市石脇字田尻29番地　松涛団地31棟３号
債務者　佐々木敏子
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　　秋田地方裁判所本荘支部

令和８年（フ）第１０７０号
東京都小平市学園東町395番地の４アーガスヒルズ62―103
債務者　額賀　寿臣
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２５４号
横浜市磯子区岡村４丁目33番１号
債務者　石橋　範子
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４１９号
横浜市港南区笹下７丁目２番17号　吉乃荘201
債務者　稲葉　友博
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部